

議案第11号

小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

小松島市長及び副市長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例

小松島市長及び副市長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

20 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。